【 検査 】

694 超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)(産科領域)の算定について 《令和7年10月31日》

〇 取扱い

産科領域における次の傷病名に対するD215「2」「ロ」(1)超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)の算定は、原則として認められる。

- (1) 胞状奇胎(妊娠5週以降)
- (2) 羊水過多症疑い・羊水過少症疑い
- (3) 稽留流産(妊娠5週以降)(初診時(診断時))
- (4) 不妊症(初診時(診断時))
- (5) 卵巢機能不全(初診時(診断時))

〇 取扱いを作成した根拠等

産科領域における(1)から(5)の傷病名に対する超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)は、次のとおり臨床的有用性が高いと考えられる。

胞状奇胎は絨毛細胞が袋状に異常増殖して子宮内に充満するものであり、 妊娠成立後に診断目的で子宮内の状態を把握する必要がある。

羊水過多症や羊水過少症が疑われる場合は、羊水量を評価するために実施する。

稽留流産は、種々の原因により胎児の心拍が確認できなくなり、自然に胎児の成長が停止し子宮内にとどまっている状態であり、出血や腹痛等の自覚症状がないため、超音波検査により診断される。

不妊症や卵巣機能不全の初診時(診断時)は、その原因となる子宮の大きさや子宮の形態異常、卵巣の腫脹、排卵機能、子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣や子宮の悪性腫瘍の有無を確認する必要がある。

以上のことから、産科領域における(1)から(5)の傷病名に対するD215「2」「ロ」(1)超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)の算定は、原則として認められると判断した。